

# 岩倉市自治基本条例の推進に関する 審議会報告書

平成 28 年 3 月

岩倉市自治基本条例審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	審議の方法	1
3	岩倉市自治基本条例推進計画の概要	2
4	岩倉市自治基本条例推進計画	5
	(1)別に定めるとしている条例の進捗状況	6～10
	(2)条例の各規定に基づく事項の進捗状況	11～44
	(3)協働の取組状況シート	45～56
5	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	
	(1)岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	57～58
	(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	59
	(3)岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）	59

## 1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成25年4月1日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第25条においては、市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置くとしています。

平成25年4月に審議会が設置されてから3年目の今年度は、3回の会議を開催しました。昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進計画の進捗状況とその見通しを確認し、また、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いましたので報告いたします。

別に定めるとしている条例について、岩倉市市民参加条例は市民参加と協働に関する条例に対応した形で、平成28年3月に制定されました。また、平成27年3月に制定された公益的通報に関する条例は、4月に職員に周知し、公益的通報処理委員と委託契約を締結しました。

具体的な内容を規定する条例の制定によって、着実に自治基本条例の精神を活かしたまちとなるための環境整備が進んでいる実感を持つことができます。今後よりいっそう、この条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に新たに策定する条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

### 岩倉市自治基本条例

#### （実効性の確保）

第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

## 2 審議の方法

自治基本条例推進のため資料を関係する各部署から提出してもらい、審議会において検証を行いました。そのまとめを「岩倉市自治基本条例推進計画」（以下「推進計画」といいま

す。) としています。

今後においても、岩倉市自治基本条例とこの推進計画を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置をするものです。

### 3 岩倉市自治基本条例推進計画の概要

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【別に定めるとしている条例の進捗状況】

計画番号	該当条文	別に定める条例	主管課
(1)－ア	第 10 条	市民参加と協働に関する条例	協働推進課
(1)－イ	第 12 条	住民投票に関する条例	協働推進課
(1)－ウ	第 20 条	公益的通報条例	行政課

(2) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

計画番号	該当条文	審議する内容	主管課
(2)－イ①～②	第 10 条	・執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況 ・市民参加により得られた提案・意見の反映	協働推進課
(2)－ウ①～③	第 14 条	・執行機関の組織 ・適正な定員管理 ・実効性のある職員研修と適正な人事評価	秘書企画課
(2)－エ①～②	第 19 条	・法体系の整備 ・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課 協働推進課
(2)－オ①～②	第 21 条	・財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用 ・財政に関する計画と財政状況の公表	行政課
(2)－カ	第 22 条	・行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(2)－キ	第 23 条	・危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	危機管理課
(2)－ク①～③	第 24 条	・五条川流域の環境及び桜並木の保全 ・自然を後世に残す ・伝統を後世に残す	商工農政課 環境保全課 生涯学習課
(2)－ケ	第 11 条	・市民自治活動の支援	協働推進課

【議会における条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

議会基本条例の検証チェックシートで別に検証を実施した。

(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

【協働の取組状況シート（平成26年度）】

市の協働の取組を一覧表にしています。

#### 4 岩倉市自治基本条例推進計画

5ページ以降に掲載します。



いわくん

岩倉市PR大使

# 岩倉市自治基本条例推進計画

(平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月)

## (1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

### 【別に定めるとしている条例の進捗状況】

計画番号 (1) -ア・イ (主管課 : 協働推進課)

#### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第4項 (市民参加と協働)	前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
第12条第2項 (住民投票)	住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

#### 2 制定する予定の条例の概要（主な内容）

（条例名）岩倉市市民参加条例（住民投票条例）

##### ◇制定の目的

###### ・市民参加条例

市民及び執行機関における市民参加及び協働に関し基本的な事項を定め、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

###### ・住民投票条例

住民の意思を市政に反映するための住民投票に関し必要な事項を定める。

##### ◇方針

- ・検討事項は、①市民参加の手続、②住民投票、③協働を柱とし、総則と検証について加える。
- ・市民が市政やまちづくりに参加しやすい仕組みを定めることを念頭に検討を進める。
- ・誰にも分かりやすい表記とする。

##### ◇検討にかかる会議等

市民参加条例検討委員会	毎月1回会議を開催。委員間議論の末の合意形成によって条文を作成していく過程を重視した（平成26年6月～平成27年7月、全14回）。 [委員構成]識見を有する者1名、地域団体の代表者1名、市民活動団体の代表者2名、市民の代表者3名、市職員3名
市民参加条例検討特別委員会	議会が開催する特別委員会に出席し、各回の検討委員会の報告や素案への質疑応答を実施した（平成26年9月～平成28年1月、全13回）。

◇具体的な検討事項

検討事項	内容
構成	結論：市民参加と住民投票をそれぞれ別の条例とする。 経緯：市民参加と住民投票を検討し終えたところで議論した結果、住民投票は市民の意向を反映させるための市民参加のひとつの手段であるとの結論により、一旦は一本化することとなり、パブリックコメント手続を実施した。しかし総合的な調整作業により、別の条例とすることとなった。
議案の提出時期	上記のとおり一本化した条例の12月議会への提出を見送り、さらに単独となった住民投票条例に関する事項において、さらに慎重な議論を要する項目があり、3月議会も見送ることとなった。なお、単独の市民参加条例は、3月議会に提出し制定される予定である。
第1章 総則	条例制定の目的、用語の定義、各主体（市民、執行機関、職員）の役割と責務 ※「議会の責務」は削除され、市民と執行機関を対象とする条例となった。
第2章 市民参加	市民参加の手続の対象、実施予定及び状況の公表、市民参加の手続の方法（審議会等、アンケート、意見交換会、市民公聴会、市民討議会、パブリックコメント手続、政策提案制度、市民委員登録制度）
第3章 協働	協働を進めるまでの基本原則、協働による政策形成等、公益的活動の支援、中間支援組織の設置、協働によるまちづくりを担う人材
第4章 雑則	審議会による検証、条例の見直し
住民投票	請求の規定（住民投票の対象、設問の形式、請求権者の要件、署名数の要件）、投開票に関する規定（投票資格者の要件、投票成立の要件、投票結果の取り扱い）、投票運動等の規定など ※住民投票は、単独条例案となつたが、議会への提出は見送られた。

◇市民へのPR

シンポジウム	「～いわくらしで いいくらし～市民参加条例シンポジウム」の開催。 条例案発表、協働の事例紹介、パネルディスカッションを行い、市民への条例の趣旨の理解促進と周知を図った。参加者80名。
パブリックコメント手続	本条例案の規定に合わせ31日間実施し、12名43件の意見の提出があった。

### 3 進捗状況

時 期	行 動 計 画
平成26年10月 ～平成27年7月	検討委員会の開催（毎月1回、全14回開催） 市長へ素案の提出（平成27年7月10日）
平成26年9月 ～平成28年1月	検討特別委員会への出席（毎月1回、全13回出席）

平成 27 年 8 月	シンポジウムの開催（参加者 80 名）
平成 27 年 8 月	パブリックコメント手続の実施（8 月 1 日～8 月 31 日） 12 名 43 件の意見提出、執行機関の考え方の公表（平成 27 年 10 月）
平成 27 年 11 月	12 月議会への議案提出を見送り
平成 27 年 12 月	市民参加と住民投票を分割案とする。
平成 28 年 1 月	市民参加条例を執行機関と市民を主体（議会を含まない）としたものに修正すること及び住民投票条例見送りの申し入れ。
平成 28 年 2 月	3 月議会への議案提出（市民参加条例のみ、住民投票条例は見送り）

#### 4 今後の見通し

時 期	行 動 計 画
平成 28 年 3 月	市民参加条例制定
平成 28 年 4 月	市民参加条例施行
平成 28 年 4 月～	新入職員研修、職員説明会、広報紙掲載

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・パブリックコメント手続の意見の提出件数を増やすよう努めること。
- ・市民参加条例検討委員会委員は、住民投票は市民参加のひとつの手段であるという共通認識を持っているか。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・PDCA の重要性は高まっており、来年度策定予定の地方版総合戦略でも重視されている。
- ・（仮称）市民参加条例の議論は意味があることである。策定手続も市民参加を踏まえないといけない。この過程を踏むと、時間はかかるが、協働の推進にはできるだけ早く制定することが望ましい。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・市民参加条例の策定にあたり、他の条例の策定時よりもパブリックコメントの数が多いが理由は分かるか。理由や内容によっては見えてくるものもあるかと思う。  
(回答) 市民からも多数の意見をいただいているが、市民参加条例は市の内部を縛るものであるので、職員に対してもパブリックコメントを実施して、多数提出された。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・市民参加条例ができれば、条例の実効性の検証をこの審議会でやっていかなければならない。そうなれば検証のツールも必要になる。
- ・パブリックコメントの提出件数が増えたというのは評価できる。
- ・市民参加条例が制定されれば、審議会で検討できる材料が増えて嬉しく思う。

## 計画番号（1）一ウ（主管課：行政課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 20 条第 4 項 (法令等の遵守及び 公益的通報)	公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
------------------------------------	--------------------------------

### 2 条例の概要（主な内容）

#### (条例名) 岩倉市公益的通報に関する条例

市の事務事業に関する法令違反等について、市内部職員からの通報（公益的通報）を受け付ける制度を設けるもの。

#### ◇具体的な規定事項

通報対象事項、通報者の範囲、通報先、通報者の保護内容など

#### 《公益通報者保護法と条例の関係》

市も、公益通報者保護法（以下「法」という。）に定める一事業者であり、職員から内部通報があったときは、法の規定に基づき、通報者の保護等の義務が生じることとなる。その意味では、法と条例は、その目的、手段等で重なる部分はあるが、法の目的が「国民生活の安定と社会経済の健全な発展」であるのに対し、条例は「市政の適正な運営のための法令及び条例等の遵守」を目的としており、通報対象事実も法よりも広く、条例、規則等に違反する事実のほか、事務事業に係る不当な事実も対象としている。

すなわち、今回制定した条例は、法に基づく公益通報（内部通報）を受け付け、処理する枠組みとして機能させることに加え、法に基づく通報対象事実の発生に至る以前の通報を行いややすくし、これを是正する仕組みを設けることにより、適正な市政運営のための法令遵守体制の確立をめざすものである。

なお、この条例は、法に基づく通報を妨げるものではない。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	第 8 回検討委員会で条例案を決定した。
平成 27 年 2 月	三役説明を実施し、条例案を確定した。
平成 27 年 2 月	条例案についての解釈及び運用を行政課において作成した。
平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月（第 1 回）岩倉市議会定例会に条例案を提出した。
平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月（第 1 回）岩倉市議会定例会にて条例案が可決され、平成 27 年 4 月 1 日から施行した。併せて、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例施行規則を制定・公布し、平成 27 年 4 月 1 日から施行した。
平成 27 年 4 月	本市の公益的通報制度について、職員に通知し周知するとともに、

	委託事業者、指定管理者等に向けて、市ホームページで周知した。 公益的通報処理委員と委託契約を締結した。(任期は1年)
--	---------------------------------------------------------------

#### 4 今後の見通し

時 期	行 動 計 画
平成 28 年 4 月	定例課長会等を通じて、制度の周知を行う。
平成 28 年 4 月	公益的通報処理委員と委託契約を締結する。(任期は1年)

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・委員や市民から意見をもらうため、パブリックコメントを実施すること。
- ・第三者機関は専門性を持つ機関なので、案件により通報先が変わらるのか。
- ・通報者は保護されるのか。
- ・第一通報先は、調査委員会より外部機関（処理委員）の方が通報者の保護が確実になるのではないか。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・通報者の不利益を受けない仕組みとしてはできているが、調査委員会は内部の組織であり心配なところもある。
- ・公益通報者保護法では、通報対象事実は予め列挙された法律の規定に基づく犯罪行為に限定されているので、それに比べると幅が広くなっているが、判断は職員に求められるので条例ができたらコンプライアンスを強化していく必要がある。
- ・平成 27 年 2 月にパブリックコメント手続を実施後、3 月議会にて可決された。運用状況は来年度、報告をもらうことになる。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・公益的通報にハラスメントは含まれるのか。民間であれば、根拠のないものを通報した場合は通報者が処分される規定で通報される側への配慮をしているケースもあるが、そういった規定は別にあるのか。
- (回答) 含まれる。ハラスメントに限った規定はないが、通報の事実がなければ制度の仕組みに従い措置を講ずることになる。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・公益的通報にはハラスメントに関する通報も含まれる。ハラスメントは通報する側、される側のどちらの主張が正しいか判断が難しい部分もあるため、誹謗中傷とならないよう、通報する側はもちろん、通報される側への配慮も必要である。

## 【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

計画番号（2）－イ①（主管課：協働推進課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第1項	議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

##### ◇市民参加条例における検討

特に政策等の立案の段階で、より多様な市民の意見を収集するため、市民参加の手続を盛り込んでいる。

市民委員登録制度は、公募とは別に、市民委員登録名簿に登録された者から審議会等の委員を登用していく制度であり、公募よりも参加しやすい仕組みであるといえる。また、市民討議会は、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民により議論を進める会議である。いずれもサイレントマジョリティーと呼ばれる層からの意見の収集を期待するものである。

また、参加しやすい環境を整えるため、複数の市民参加の手続の方法を実施することにより、より多様な市民の意見を取り入れることとしている。

##### 〈市民参加の対象〉

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

##### 〈市民参加の手続の方法〉

- ① 審議会 ②アンケート ③意見交換会 ④市民公聴会 ⑤市民討議会
- ⑥パブリックコメント手続 ⑦政策提案制度 ⑧市民登録制度

##### 〈市民参加の手続の方法〉

上記①審議会等、②アンケート、③～⑤意見交換会等、⑥パブリックコメント手続の4つの方法のうち、原則として複数の方法により実施していくことのほか、実施予定と実施状況の公表についても規定している。

##### ◇地域の参加について

平成27年4月から協働推進課が設置され、地域活動及び市民活動支援を所管している。各行政区を副市長及び協働推進課長が訪問し、地域の意向や要望などを聞き取りし、各区との連携に努めているところである。

### 【課題】

条例とすることにより、各担当課で実施されていた市民参加の手続は、全序的な規定となるため、職員に向けた十分な周知が必須となるとともに、条例の規定に則り実施されているかのチェックが必要になる。庁内説明会などを開催するなどし、職員に市民参加の意識を徹底させることが必要になる。

また、評価時の市民参加のあり方について検討する必要がある。

また、参加しやすくする方策として、市民参加の予定の公表について、適切な時期に様々な方法で市民に向けた周知を図る必要がある。

### 《地域の参加》

行政区を含めた地域との連携や市政への参加協力のあり方について研究していく必要がある。

## 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 年 月	(1) ア・イのスケジュールに同じ
平成 27 年 5 月～ 平成 27 年 6 月	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り（各 1 回）

## 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～	(1) ア・イのスケジュールに同じ
平成 27 年 10 月～	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り（10 月以降各 2 回を予定）

## 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・民間委託ガイドラインの見直しについて
- ・(仮称) 市民参加条例は、職員に対し義務を課す条例であるので、職員に徹底させないといけない。

## 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・民間委託ガイドラインの見直しは、(仮称) 市民参加条例制定から時間を置かずに取り組んだ方が良い。検討が遅くなると予算に反映されるのは更に遅くなる。
- ・(仮称) 市民参加条例の職員向け説明会は、具体的な事例を挙げ、その事例にはどういった市民参加手続が必要になるかを説明すると良い。条例制定に近い時期にやる方が良い。

## 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・市民参加手続き方法にアンケートがあるがどのようなアンケートを想定しているのか。かなりの予算が必要にならないか。
- (回答) 市で重要な計画等を策定する際は、多くの場合で現状の把握、課題の抽出のためにターゲットをある程度絞ったアンケートを実施する。そういったアンケートは完全無作為ではなく、策定しようとする計画の内容に合わせたターゲットである。そのため市民参加条例ができたからといって、

これまでよりも大幅に予算がかかるというようなことは想定していない。

## 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・市民参加条例を知らずに、アンケート等無しで計画してしまうようなことがないよう、市職員へ周知徹底をし、全体がしっかりと理解しなければならない。
- ・今後はこの審議会でも、重要な計画等がしっかりと市民参加の手続きが適切にとられた上で策定されているのか検証していく必要がある。
- ・市民参加条例の検証については、担当窓口をしっかりと決めること。

## 計画番号（2）－イ② （主管課：協働推進課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第2項	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
---------	---------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

##### ◇市民参加条例における検討

市民参加の手続は、市民からの意見を市政に反映させることを目的にしています。特に、市民の提案を受け付ける仕組みとして、政策提案制度を新たに設けています。

##### 〈政策提案制度の概要〉

- ・①市民による自主的な提案、②行政からの提案を募る公募型の二通りを規定
- ・市民10名以上の署名により提案可
- ・提案のあった政策について、総合的に検討し、検討結果を通知及び公表
- ・検討が長期に渡る場合は、6ヶ月ごとに検討状況を通知

また、市民の意見を反映する仕組みとして、市民参加の実施予定及び実施結果について公表をしていくとともに、第三者機関による検証の仕組みを規定している。

##### ◇実施中の施策（平成26年度の実績）

その他、既存の広聴の取組は以下のとおりです。

市民の声・私の提案	314件
タウンミーティング	4回（参加者120人）
市政モニター会議	5回
いどばた広聴	2回（4件の意見や要望）
まちづくり出前講座	2回（参加者80人）
市民委員登録制度の活用	1件（行政経営プラン推進委員会）

#### 【課題】

政策提案制度により提出された提案の取り扱い方法について、明確な規定を行うこと。

検証機関としての第三者機関のあり方について、関係機関との調整が必要である。

全庁的に市民委員登録制度の活用が必要である。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 年 月	(1) ア・イのスケジュールに同じ
平成 27 年 5 月～	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り（各 1 回）
平成 27 年 6 月	

### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～	(1) ア・イのスケジュールに同じ
平成 27 年 10 月～	それぞれの広聴の取組の実施

### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・「市民の声・私の提案」のうち建設的な意見が政策に活かされているか。
- ・協働の取組状況シートには載っているか。
- ・苦情も意見であり、集約するべきである。
- ・「市民の声・私の提案」と市民参加条例検討委員会で議論されている政策提案制度の違いは何か。
- ・政策提案をするのに、10 人の連署というのはハードルとしては低く、面白い仕組みである。

### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・市民が意見を言える機会を確保することは意義がある。政策提案制度は条文を読んで使い方を市民が理解できないといけない。
- ・今後、苦情処理を含めて、市民が執行機関に対して意見や政策を提案できる窓口をまとめる必要がある。

### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・政策提案の 10 人の署名というのは、本当に熱意をもった 10 人が判断できるのか。単純に名前だけ 10 人集めるのであれば簡単すぎるのではないか。
- ・政策提案をしてみたら既にある内容でしたということも考えられる。提案する前に分かるといいので、そのための窓口があるといい。
- ・既存の公聴の取組回数や出前講座の回数が減っている。周知の方法等工夫する必要がある。

### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・署名についてはやりながら運用を考えることになる。重要なのは形式だけの判断ではなく、提案した人たちと話すことである。
- ・担当窓口をしっかりと決めること。

## 計画番号（2）－ウ① （主管課：秘書企画課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第1項	執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。
---------	-------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所を念頭に、5つの再編の柱（子どもに関する組織の一元化、市民活動支援の重点化、高齢化社会に対応するための連携強化、まちづくり戦略の推進、業務拡大に対応するための再編）を掲げ、組織の規模を現行の6部20課41グループから6部22課41グループに再編した。

また、まちづくり戦略を推進するため、定住促進、企業誘致、シティプロモーション及び住宅施策を横断的に取り組み、連携強化を図るため、担当課長、グループ長にまちづくり政策推進担当の兼務辞令を発令した。

#### 【課題】

地方分権の進展に伴い、国・県からの権限移譲が進むなど、地方公共団体としての役割と責任がますます拡大している。また、急速な少子高齢化による人口減少が、多くの自治体で喫緊の課題となっている。このことから、より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい組織となるように継続して検討していく必要がある。

また、組織・機構の見直しは、新たな業務や課題に対応するため隨時行っているが、今後は、組織の規模、職員数なども併せて考えていく必要がある。

グループ制の検証を継続して行っていく必要がある。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成26年10月	組織・機構検討委員会を開催（平成26年6月から）
平成26年11月	岩倉市組織・機構検討委員会報告書を作成し、市長に報告
平成27年4月	・6部22課41グループに組織・機構を改編 ・まちづくり戦略の推進を職員に対して、まちづくり政策推進担当の兼務辞令を発令

### 4 今後の見通し

時 期	内 容
隨時	行政課題や市民ニーズを把握し検討する。
平成28年3月～	平成27年4月1日の組織機構の見直しを検証する。

## 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・平成 26 年度組織・機構検討委員会報告書には以下の再編の 5 つの柱を設定した。
  - ①子どもに関する組織の一元化、②市民活動支援の重点化、③高齢化社会に対応するための連携強化、④まちづくり戦略の推進、⑤業務拡大に対応するための再編
- ・平成 27 年度に組織の見直しを実施する。
- ・グループ制の評価は、市民目線では難しい。子ども、市民、高齢福祉の充実のために組織を変更することはやらないといけない。
- ・今まで縦割り。グループ間で助け合うことで上手くいくのではないか。グループ制移行後、1 階の事務処理が迅速になり、改革されている実感がある。
- ・グループ制で職員数は減ったのか。

## 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・組織については、柔軟に対応しているという評価はできる。グループ制の検証も継続していかなければならない。

## 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・組織・機構の見直しが適正に行われているかは外から見ても分かりにくい。働いている職員がどう感じるかが重要。

## 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・縦割りの部分がクリアできているかの検証は必要。
- ・協働推進課ができたからといって、協働が全部協働推進課の仕事と考えるようではいけない。

## 計画番号（2）－ウ② （主管課：秘書企画課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第3項	執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。
---------	---------------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所を念頭に組織・機構の見直しを行うとともに、事務事業の見直しや民間委託化に取り組み、職員定数の適正化に努めてきた。その結果、職員数は、平成13年度の465人から平成27年度は363人となり、ここ14年間で102人減少した。

職員の総数を管理し、市民ニーズや事務の執行の点などから検討した結果、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行っている。

また、平成27年度は、長年培った能力や経験を有する17人の再任用職員を採用した。その他、特定の学識、経験、技術等を有する31人の嘱託職員と補助的な業務を行う327人（正規換算189人）のパート職員を雇用し、行政サービスが低下しないように取り組んでいる。

#### 【課題】

人口減少時代の到来や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境は今後も急激に変化していくことが予想される中、職員の定員管理については、財政運営において大きな割合を占める人件費に直接影響するとともに、行政サービスの量や質にも大きく影響するため、重要な戦略の一つとなっている。このことから、最少の経費で最大の効果を生み出すため、官と民との役割分担、再任用職員・嘱託職員・パート職員など多様な勤務形態の職員の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な行政ニーズに的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。

また、職員数の適正化については、中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画の作成や類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。

さらに、高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成26年10月	事務的補助を行うパート職員の雇用について所属長や事務的補助を行うパート職員とヒアリングを実施
平成27年5月	平成28年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施

平成 27 年 5 月	平成 27 年度採用計画と併せて平成 28 年度職員定数・配置を決定
平成 27 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、再任用職員の配置を決定

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月	・平成 28 年度の職員配置（主に正規職員、再任用職員、嘱託職員）を所属長に通知 ・全てのパート職員の雇用について所属長とヒアリングを実施
平成 28 年 5 月	平成 29 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
平成 28 年 6 月	平成 28 年度採用計画と併せて平成 29 年度職員定数・配置を決定
平成 28 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、再任用職員の配置を決定

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・技能労務職はなくしていくのか。
- ・最小の人員で最大の効果を得ることについて不満を持っている人はいないのか。
- ・定員管理は、行政経営プランでもチェック項目に挙がっている。職員定数は削減されても、嘱託やパートなど臨時職員は約 300 人と多いが、これでいいのか。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・定員管理については適正に努めていると評価する。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・行政の生産性とはどうやって計るのか。
- ・職員が減って、パート職員が増えたために職員の残業時間が増えている。結果、岩倉市は CO2 の削減目標を達成できていない。
- ・定員が減って働く職員の意欲向上をどう把握していくかも大切である。
- ・再任用職員の積極的な活用が大切である。
- ・パート職員を正規に置き変えてはどうか。  
(回答) 図書館や保育園等、必要な時や場所に合わせてピンポイントで対応できないので難しい。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・岩倉市は職員の約半数が非正規ということになる。
- ・最小の人員で最大の効果が得られればそれでいいのか、働き方まで検証するのか方向性を決めておく必要がある。

## 計画番号（2）－ウ③ （主管課：秘書企画課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第4項	執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
---------	-------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

職員に求められる能力、意識、目指す職員像（職員としての使命と責任を持ち、自ら考え挑戦する職員）を掲げ、職員の能力開発の指針となる人材育成基本方針を策定した。

平成26年度は、市職員研修計画に基づき市独自研修（1,064人）の実施、及び研修機関等が実施する研修（202人）に職員を派遣し、延べ1,266人の職員が研修を受講した。受講後は、受講報告書やアンケート等の提出により研修効果を測定した。

その他、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境を充実するため、職員提案制度や業務改善運動にも継続的に取り組み、職員の能力開発の向上に努めた。

職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を全職員が実施している。その他、管理職員は、公正な人事管理の確立と職員の資質向上並びに意識の改革を図ることを目的に能力評価を、また一般職員は、業務遂行に対する意欲等を基に評価を実施している。

#### 【課題】

職員の意識改革の観点にも立ちながら、政策形成能力や法制執務能力など自治体職員として求められる人材を育成するために、「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを連携させ、より効果的かつ実践的な研修の充実、継続実施していく必要がある。また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実・実施するだけではなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していく必要もある。

今後は、職員の能力開発、人材育成を基本とした業績評価と能力評価を行う新たな人事評価を実施していく必要がある。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成26年10月	人材育成基本方針の制定
平成26年12月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成27年1月～	研修委員会の開催、市職員研修計画の策定
平成27年4月	市職員研修計画に基づく研修の実施

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～	人事評価制度の設計
平成 27 年 12 月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成 28 年 1 月～	研修委員会の開催、市職員研修計画の策定
平成 28 年 4 月	市職員研修計画に基づく研修の実施

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・国は人事評価を実施しているが、岩倉市はどうか。
- ・個人でなくグループで責任をもつこともできるのではないか。
- ・職員の評価は、市民目線と違う面もある。
- ・職員研修の成果は測れているのか。集合教育は重要だが、1 回受講すれば成果が出るものでもない。  
OJT として職場で活かされないと意味がない。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・人材育成と評価は、市民の満足度に結びついていく。行政が提案するサービスだけでなく市民が提供するものもあるが、まずは市役所が果たすべきサービスが果たされなければならない。成果の測り方は必要である。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・人事評価制度が始まることでいがみ合うことがないよう、切磋琢磨できる制度にするようしなければならない。また、評価者の研修をしっかりとし、評価者によって評価がばらつくことのないようにしなければならない。
- ・市の職員は中での仕事ばかりでなく、市民と関わる外での仕事も多い。上司に見えにくい中での仕事ばかりを評価してしまうと、市民の満足度に直結する外での仕事が疎かになりえる。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・人事評価制度は市民に向けての職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員になってもらうものであり、課長にとって使いやすい職員を育てるものではないということは認識しておく必要がある。
- ・国で始まり、地方公共団体も始めなければいけなくなっている。今後も見直しながらやっていくことになる。

## 計画番号（2）－エ① （主管課：行政課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第19条第1項 (法体系の構築等)	議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
----------------------	-------------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

地方分権が進む中、自治体の法務の可能性が拡大するとともに、自治体の自己決定・自己責任で多様な行政課題を解決しなければならなくなつた。

#### 【課題】

条例等を政策の実現にあたっての手段とするために、どのような事項を条例、規則、規程あるいは要綱等のどの法形式に位置付けるかという統一的な考え方を整理する必要がある。

これにあたっては、本市の施策がどのような法的根拠に基づいて行われているのかを再確認し、市民への能動的な情報提供と行政のコンプライアンスの観点から、事務の根拠となる規範を適切な法形式に位置付けるように見直す必要もある。

また、要綱は担当課により管理が行われており、決裁のみで制定・改正が行われ、積極的な公表も行っておらず、検討が必要である。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成26年10月	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、引き続き課内で検討した。
平成27年3月	各課で所管している要綱等の一覧を作成した。

### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成27年10月	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、よりよい法体系のあり方について引き続き課内で検討を続ける。

### 5 平成26年度審議会での論点

- ・法体系の整備は膨大な作業になるが、要綱の整理は必要だろう。

## 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- 要綱にも根拠がなかったり、古い要綱や通達でやってしまったりしていることもあるかもしれない  
ので整理は必要である。

## 7 平成 27 年度審議会での論点

- 特になし。

## 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- 市民の方にも分かりやすいよう、いかに膨大な要綱の数があるか数字で示しておくべき。

## 計画番号（2）－エ② （主管課：協働推進課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第19条第2項	市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。
	(1) 基本的な制度を定める条例
	(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例
	(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例

### 2 現状と課題

#### 【現状】

##### ◇市民参加条例における検討

市民参加の手続の対象事項を規定し、その中で重要条例や市民生活に大きな影響を及ぼす制度の制定又は改廃について対象にしていくことを規定している。

##### 〈市民参加の対象〉

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

また、条例や計画策定時の市民参加の手続のひとつとして、パブリックコメント手続を盛り込んでいる。

##### 〈パブリックコメント手続の概要〉

- ・事前の公表事項
- ・意見の提出方法（郵便等、FAX、電子メール、その他）
- ・意見の提出期間（30日以上）
- ・提出できる者（住所、氏名等を明らかにした市民）
- ・検討結果の公表

※近年のパブリックコメント手続の状況

実施機会	期間	提出された意見の数	市の考え方の公表
自治基本条例	15日間	6件	ホームページにより公表
第4次総合計画	14日間	6件	
環境基本計画	12日間	0件	
高齢者保健福祉計画	15日間	1件	
五条川自然再生整備等基本計画	14日間	11件	ホームページ、情報サロン、担当課窓口
障害福祉計画	14日間	3件	
市民参加条例	31日間	43件	
第4次総合計画見直し	30日間	22件	

【課題】

条例とすることにより、各担当課で実施されていた市民参加の手続は、全庁的な規定となるため、職員に向けた十分な周知が必須となるとともに、条例の規定に則り実施されているかのチェックが必要になる。庁内説明会などを開催するなどし、職員に市民参加の意識を徹底させる。

パブリックコメント手続に寄せられた意見への執行機関としての総合的な検討と、意見の反映への検討が必要である。

《市民側の課題》

パブリックコメント手続などを行ったときに、積極的に意見が応募することが必要である。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 年 月	(1) ア・イのスケジュールに同じ
平成 26年 10月～	各部署によるパブリックコメントの実施

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27年 10月	(1) ア・イのスケジュールに同じ

5 平成 26 年度審議会での論点

- ・パブリックコメント手続を中心に記述してある。現在、(仮称) 市民参加条例の検討の中で市民参加の手続の手段として進めている。
- ・(仮称) 市民参加条例の制定により、パブリックコメント手続による意見の提出件数の増加を期待している。
- ・市民の意思表明の機会としては、市長や市議会議員選挙の際にその訴えを聞き、投票により参加しているとは言える。

## 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・パブリックコメント手続は、条例の素案ができた後に意見をもらうという方法であり、条例自体の作成の必要性について意見を聞く機会が必要である。
- ・条例の策定理由や経過を職員にも知らせておく必要がある。

## 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・情報サロンが狭くなり、紙でパブリックコメントを出しにくくなった。高齢者はメールで出すというのも難しいので、紙で出す人にもう少し配慮があつてもいいのではないか。
- ・一度パブリックコメントを出してくれればその後も出してくれる傾向にあるならば、パブリックコメントを出すきっかけを作るような工夫をするといいかと思う。

## 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・自治基本条例でも条例の制定、改廃に関して公表に努める趣旨が書かれているが、市民参加条例における検討により、今まで以上に幅を広げて公表するようにしている。
- ・市民参加条例のパブリックコメントについて、市の回答はしっかりとできていると感じる。
- ・単にパブリックコメントを実施するだけではなく、積極的に意見を募集する工夫が必要。

## 計画番号（2）一才① (主管課：行政課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項	市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。

財源の確保、配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきたが、今後は、起債を伴う事業や一部事務組合の地方債の償還に係る負担増により比率の悪化が予想される。

#### 【課題】

財政の状況は、刻々と変動している。その健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。極端な財政悪化は論外だが、必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする、そのために借金をし、これから世代にも負担を分かつことも有効な場合もあると考える。

今後については、歳入では、生産年齢人口の減少や市内に大規模な企業も少なく大きく增收となることは考えにくい。また、歳出では、生活保護、社会福祉、医療等の社会保障経費のほか、北島藤島線の街路改良事業、新学校給食センター建設事業などの大規模事業、公共施設等の改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれる。限られた財源の中で、計画的に本市の課題に的確に取り組み、また、将来にも責任を果たす公平・公正な財政運営に努めていかなければならない。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月～ 平成 27 年 2 月	平成 27 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 27 年 3 月	平成 27 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行
平成 27 年 4 月～ 平成 27 年 9 月	第 4 次総合計画中間見直し作業

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～ 平成 28 年 2 月	平成 28 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 28 年 3 月	平成 28 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・岩倉市は健全な財政計画が行われているが、例えば消費増税の先送りによって、まかぬうはずの事業にお金が回らないことも想定される。財政計画は 3 年先であっても不確かなものである。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・公表している実施計画が分かりやすいとは言えない。改良の余地はあると思うが、公表について積極的な意志を感じられるので、これからも実施してもらいたい。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・特になし。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・特になし。

## 計画番号（2）一才② (主管課：行政課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項	市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。
-------------	------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支の想定）の公表をしている。

財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書）、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他市町のものを参考にもしながら、より分かりやすいものとするように、公表内容、レイアウト等、工夫をしている。

予算書及び予算説明書は、事業内容がより分かりやすい様式とし、いくつかの事業については、個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。

#### 【課題】

公表については、広報紙、ホームページを中心としている。また、予算書、決算書等は、図書館や市役所 1 階の情報サロンに置いている。しかしながら、市民からの財政全体に関する意見等が少ないので、まだまだ、市民がどのように負担をしているかという点が、実感として認識できていないのではないかと思われる。

そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等では、一方通行になりがちなので、市政モニターミーティング等行事の機会を捉えて、財政状況等を説明する機会を増やすことが必要であると考える。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	実施計画の公表
平成 26 年 11 月	財政状況の公表（平成 26 年度上半期執行状況、平成 25 年度決算）
平成 27 年 2 月	平成 27 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 27 年 3 月	平成 27 年度予算の議会提出
平成 27 年 4 月・6 月	平成 27 年度当初予算・岩倉市の財政状況（年度末執行状況）の公表

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月	実施計画の公表
平成 27 年 12 月	財政状況の公表（平成 27 年度上半期執行状況、平成 26 年度決算）

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・市民向けの予算書を作成している自治体もある。広報いわくらの特集は分かりやすく伝えたいという気持ちは伝わるが、工夫が必要である。例えば、編集に市民が加わり、その市民が分かるような内容にしてはどうか。
- ・借金は、個人なら関心が高いが、市の借金には無関心である。
- ・今後、施設設備の改修をやっていくとなるとお金は足りなくなる。
- ・公共施設をどうしていくかは議論を始めたばかりである。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・今後も財政状況について、分かりやすく工夫して市民に知らせていくことは必要である。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・財政状況の公表について分かりやすいものとする工夫をしたとのことだが、分かりやすくなつたという声はあるのか。
- ・岩倉市の財政が比較的健全だということが分かり、安心できる。市民が知りたいのはそういうことかと思う。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・引き続き、財政状況について、より分かりやすく市民に知らせるよう工夫していくことが大切である。

## 計画番号（2）一力 (主管課：秘書企画課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 22 条第 1 項	執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。
第 22 条第 2 項	執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

### 2 現状と課題

#### 【現状】

行政評価については、平成 24 年度から、平成 23 年度を初年度とする第 4 次総合計画の進行管理という形で実施し、単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図っている。また、施策にぶら下がる事務事業について、重点事業として位置づけることにより、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みも持っている。

今年度については、平成 26、27 年度に実施している第 4 次岩倉市総合計画の中間見直しのため、評価シートの修正を行い、平成 23 年度から平成 25 年度の評価に平成 26 年度における施策の実施状況を加えて、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間で総合的に評価を実施した。また、10 月に中間見直し案のパブリックコメントと併せて、評価シートの公表を実施する予定。

#### 【課題】

平成 23 年度以降、行政評価と行政経営プランがそれぞれ動き出し、その事務量及び内容が明らかになってきたこと、さらにはこの 2 つのほか、各課における計画の進行管理等の事業も加わっており、結果としてそれらの間で重複している項目・内容も散見され、かつ、担当課にとっては、相当の負担となっていることが課題である。

また、評価シートすべてをそのまま公表しているが、これまで市民からの意見は少ない。また、市民からの意見などがあれば、それをどのように活用するのか、外部評価という手法をどのように組み立てるのかなどを検討していく必要があると考える。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 1 月	総合計画策定委員会にて、各課に評価シート作成を依頼（平成 23 年度～平成 26 年度分）
平成 27 年 2 月	三役報告（平成 25 年度分）
平成 27 年 2 月	全員協議会にて議会報告（平成 25 年度分）
平成 27 年 4 月	各課ヒアリング（以下、平成 23 年度～平成 26 年度分）
平成 27 年 5 月～9 月	ヒアリング後の修正作業
平成 27 年 9 月	総合計画策定会議にて、三役報告

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月	ホームページにて公表
平成 27 年 10 月～ 平成 28 年 1 月	評価方法の見直し
平成 28 年 1 月	評価方法の見直し
平成 28 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼
平成 28 年 4 月	各課ヒアリング

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- 行政評価の公表については、やや疑義がある。来年度、総合計画の見直しに当たっては、市民が参加する会議で、なぜ基本計画を見直さなければならないのかについて、市民に行政評価の結果を見てもらうことになる。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- 自治基本条例の規定に沿っているかという視点から見ると、行政評価については実施しているので評価できる。ただし、第 2 項の行政評価の公表については、他の媒体も検討してほしい。
- 来年度に総合計画の中間見直しがあるので、4 年分の評価は大変だが、外部評価の観点からもいい機会なので公表も含めて、きちんと取り組んでもらいたい。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- 特になし。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- 引き続き、適正な行政評価の実施と公表に努めること。

## 計画番号（2）一キ (主管課：危機管理課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 23 条第 3 項	執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

各自主防災会は巨大地震等大規模災害への対応として講習会や防災訓練等を通じ、防災において、自助・共助の必要性・重要性を共有認識し、危機管理に対応しているところである。さらに、各行政区の防災訓練に加え小学校区単位の地域合同防災訓練を実施し、災害時の地域連携体制の構築にも取り組んでいる。

また、防災対策用備品等整備費補助金の補助対象や補助限度額並びに補助率を見直し、自主防災会のソフト面の強化だけでなく、ハード面を強化にも取り組んでいる。

大規模災害が発生した時に、行政の機能停止等による市民生活への影響を最小限にするため、業務継続計画（BCP）を策定している。また、避難所運営を円滑に行うために避難所運営マニュアルを策定している。

東日本大震災において、水や食料と同様に一次的に必要である医療品や衛生用品の不足が問題となり、オオサキメディカル株式会社と「災害時における医療品等に関する協定書」を締結している。

#### 【課題】

社会福祉法人一期一会福祉会及び医療法人ようてい会と災害時に福祉避難所として社会福祉施設等の使用に関する協定を締結しているが、実際に災害が起きた時に対応できる資機材等整備できていないので早急に整備する必要がある。

また、災害時には、ボランティアが大勢駆けつけることが想定され、活動希望者と現地ニーズの調整が非常に困難である。そのために、岩倉市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成をする必要がある。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 26 年 11 月	防災リーダー研修 岩倉市地震防災講習会フォローアップ講習
平成 27 年 1 月	岩倉市地震防災講習会
平成 27 年 4 月	土地家屋調査士会と「災害時における応急対策に関する協定書」を締結
平成 27 年 5 月	岩倉南小学校区地域合同防災訓練

	岩倉市自主防災会連絡協議会総会
平成 27 年 7 月	愛知北農業協同組合と「災害時における避難所等に関する協定書」を締結
平成 27 年 8 月	オオサキメディカル株式会社と「災害時における医療品等に関する協定書」を締結
平成 27 年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 11 月	防災リーダー研修 五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練 岩倉市地震防災講習会
平成 28 年 1 月	災害ボランティア講座

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・業務継続計画（BCP）についてどうなっているか。
- ・自主防災会についてどうなっているか。
- ・サイバー攻撃等その他の危機管理に備える体制についてどうなっているか。
- ・過去の災害をテーマに扱う市民活動団体も見受けられる（大型紙芝居など）。市民活動団体の動きを危機管理課として把握しておかないといけない。
- ・自助、共助、公助のうち自助を強く訴えていく必要がある。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・体制の整備については評価できる。今後、多様な危機に備え業務継続計画（BCP）の適正な運用が重要である。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・危機管理及び災害対策のモデルや完成系のようなものはあるか。
- ・最大の地震以外のやや軽微なものに対する想定も必要である。
- ・避難所のリーダーの決め方に関するマニュアルや権限や責任の所在などは決まっているのか。
- ・他市町村との連携協定はどうなっているのか。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・寝室だけでも耐震補強しておくなど自助の精神が大切である。
- ・防災にはコミュニティ作りが大切である。普段から顔見知りを作つておくと、避難所の運営もスムーズになる。

## 計画番号（2）一ヶ① （主管課：商工農政課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

### 2 現状と課題

#### 【現状】

市のシンボル的な存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過している。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。

#### 【課題】

老朽化した桜の後継木として新たに桜を植えることが考えられるが、五条川が 1 級河川であることから、河川法により新たに植樹することが認められていない。本市の貴重な観光資源であり、市民から愛される財産である五条川の桜並木を国、県及び流域の自治体と連携して、どのように後世まで保全していくことができるのかを検討していくことが必要であると考える。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月～12 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行った。
平成 26 年 11 月	一宮建設事務所・江南市・岩倉市・大口町で組織する「五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会」の第 3 回作業部会を開催。
平成 27 年 1 月～2 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行った。
平成 27 年 5 月～6 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行った。
平成 27 年 6 月	「五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会」の検討会を開催。
平成 27 年 7 月～9 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定と、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理を行った。
平成 27 年 8 月	「五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会」の現場見学会を開催。岡崎市伊賀川の状況を見学。

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～12 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行い、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理も行う。
平成 28 年 1 月～2 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行う。
未定	「五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会」の作業部会及び検討会を開催予定。

#### 5 平成 26 年度審議会での論点

- ・五条川堤防の桜並木も樹齢 60 年を迎えた。保存に向け方法を検討している。
- ・第 24 条が規定しているのは、桜のことだけでなく自然と伝統である。

#### 6 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・五条川の桜並木以外についても、自然と伝統といった地域資源が同条の対象に含まれるため、今後視野を広げ検証していくものとする。

#### 7 平成 27 年度審議会での論点

- ・特になし。

#### 8 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

## 計画番号（2）一ク②（主管課：環境保全課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項 (地域資源の継承)	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

### 2 現状と課題

<b>【現状】</b> <p>市内の代表的な自然としては、五条川と自然生態園が挙げられる。五条川については、ブロックなどの人口護岸が大半であるが、巾下川合流点より下流は堤防法面に草木が繁茂し、比較的自然の趣がある。また、市民団体との連携により、水辺まつりなどの親水イベントが開催されている。平成 26 年度からは、第 3 次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、自然と共生した河川整備などが行われている。</p> <p>自然生態園については、隣接する津島神社の森と一緒にものとして、失われつつある自然環境を保全・復元し、市民が身近な自然にふれあう場として整備したものであり、平成 27 年度に開園 20 周年を迎えた。開園以来毎年、生物調査を行っており、その結果からは生態系に変化がみられている。また、夏場を中心にザリガニ釣りなどのイベントも行っている。</p>
<b>【課題】</b> <p>五条川における魚類などの動植物の生息調査によると、種の単一化や外来種の増加が徐々に進んでおり、生物の多様性が喪失傾向にある。生物多様性を確保するため、外来種の増加を抑制するとともに、生物が棲みやすい護岸や河床などの形態に配慮し、多様な生物が生息できる五条川の水辺環境を保全・創出する必要がある。</p> <p>自然生態園においては、トンボの種類が開園当初に 26 種類であったものが、平成 26 年度には 15 種類に減っており、開園当初に回復させることが課題である。</p>

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	自然生態園でイベント「とんぼ池で遊ぼう」を開催した。
平成 26 年 10 月	五条川で市民団体の主催による「親子魚釣り教室」が行われた。
平成 26 年 10 月～11 月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行った。
平成 26 年 11 月	五条川で市民団体と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行った。
平成 26 年 12 月	五条川自然再生整備等推進会議を開催した。
平成 26 年 12 月	五条川で萩と槿の剪定を行った。
平成 27 年 2 月～3 月	五条川で市民団体の要望により県が五条川の低水路工事を行った。

	(1期分)
平成27年3月	市民団体と協働で「クリーンアップ五条川」を行った。
平成27年4月上旬	五条川で「桜まつり」が行われた。
平成27年5月	五条川で市民団体と小学生による、水生生物調査が行われた。
平成27年5月	五条川堤防沿いの竹林公園において市民団体の主催による「親子で竹林公園体験教室」が行われた。
平成27年7月	五条川自然再生整備等推進会議を開催した。
平成27年7月	自然生態園でイベント「夜の観察会」を開催した。
平成27年8月	市民団体と協働で「水辺まつり」を行った。
平成27年8月	自然生態園でイベント「蚊帳で遊ぼう」、「夜の観察会」及び「標本作り」を行った。
平成27年9月	自然生態園でイベント「かえると触れ合おう」及び「開園20周年記念講演会」を行った。

#### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成27年10月	自然生態園でイベント「とんぼ池で遊ぼう」を行う。
平成27年10月	五条川で市民団体の主催による「親子魚釣り教室」を行う。
平成27年10月～11月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行う。
平成27年11月	五条川で市民団体と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行う。
平成27年11月	五条川下流部清掃を行う。
平成27年12月	五条川で萩と槿の剪定を行う。
平成28年1月～3月 (2期分)	五条川で市民団体の要望により県が五条川の低水路工事を行う。
平成28年3月	市民団体と協働で「クリーンアップ五条川」を行う。

#### 5 平成27年度審議会での論点

- ・精力的に活動している市民団体の活動をもっとPRしてもよいのではないか。

#### 6 平成27年度審議会の意見・まとめ

- ・自然と伝統を後世に残すのであれば、もう少し市民の活動を丹念に見ておく必要がある。
- ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

## 計画番号（2）一ク③（主管課：生涯学習課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第24条第1項 (地域資源の継承)	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
----------------------	---------------------------------

### 2 現状と課題

<b>【現状】</b> 市指定文化財である三台の山車の保存と山車巡行の継承ため、岩倉市山車保存会と協働している。江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの巡行のほか、岩倉桜まつりにあわせて山車の巡回・展示を行うことでより多くの市民が山車文化に触れる機会を整えている。山車やからくり人形の修繕に補助金を交付することで山車文化の保護に努めている。
<b>【課題】</b> 山車文化を継承する岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数減少が進んでおり、今後も山車巡行を実施していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行にともなう傷みなどにより大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成27年4月	岩倉桜まつりに合わせ、山車の巡回、展示を行った。
平成27年8月	岩倉市山車夏まつりを開催した。
平成27年8月	下本町山車の車輪修繕を実施した。

### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成27年10月～	大上市場山車の上層復元修繕、中本町山車のチリリ人形修繕
平成27年4月	岩倉桜まつりに合わせ、山車の巡回、展示を行う。
平成27年8月	岩倉市山車夏まつりを開催する。

### 5 平成27年度審議会での論点

- ・山車の支援をするためには、山車保存会が誰の力でも借りられるという環境を作る必要がある。
- ・山車保存会には山車の地区外に住んでいる人も加入できることを広報紙等でPRするべきではないか。

## 6 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

## 計画番号（2）一ヶ（主管課：協働推進課）

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第11条第6項	議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
---------	------------------------------------------------

### 2 現状と課題

#### 【現状】

第11条では、市民自治活動として地域団体、市民活動団体の活動の推進を規定している。市民は自治を担う自覚を持ちこれらの活動を見守り育てる必要があり、こうした活動により地域課題が解決されようとするときは、市民・議会・執行機関はお互いに補完しあうことも規定している。

現在、以下のとおり市民による活動を支援する仕組みを構築している。

#### ① 市民活動の支援

##### ◇支援の後ろ盾

市民活動支援計画（平成12年度）、市民協働ルールブック（平成23年度）、自治基本条例（平成25年度）及び総合計画に基づき支援を実施している。

##### ◇市としての支援

協働のルールブックに定められた、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力といった多様な形態による協働について、執行機関全体で推進している。

平成27年度については、111の協働事業を実施している。

##### ・市民活動支援センター（平成22年度～）

市民活動の拠点として、市民活動支援センターを設置し、公益的な市民活動や行政区の自治活動の支援を行っている。登録団体は、市民プラザのホールや会議室の利用料減免、印刷機や各種機材を利用できる。実績は下表のとおり。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者登録団体数	194	216	195	200	210
利用者数	16,750	26,601	26,896	30,959	30,700
利用件数（延べ利用件数）	1,499	2,359	2,746	2,885	2,767
情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）	118	88	95	141	97

市民活動支援センターの運営は、市内の中間支援組織であるNPO法人ローカル・ワイド・ウェブいわくらに委託している。

運営に当たっては、市と支援センター職員（担当者）との情報共有のため、登録団体全体会、定例打合せを毎月実施し、支援センターの自主性を尊重しながら進めている。

・情報支援

広報に「い～わくんの協働のまちづくりコーナー」を設け、市民活動団体のイベントや団体紹介等を掲載している。また、市役所1階に市民活動紹介コーナーを設置している。

・市民活動助成金（平成24年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図るもの。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成団体数	7	7	14
助成金額（円）	434,000	503,000	1,146,000

◇市民活動支援センターによる支援

・情報支援

情報誌「かわらばん」を発行しているほか、市民活動に必要な情報の提供や共有を図るために情報便を送付している。また、駅地下及び市役所モニターにて登録団体の紹介動画を放映している。

また、団体による申請を促進と支援するため、市民活動助成金相談会を実施している。

・市民の参加への取組

ア 登録団体全体会（平成25年度～）

登録団体の意見を聞き取組に反映させたり、行政や団体間の情報共有をしたりするなど、支援センターの機能充実を図るため全登録団体を対象とした会議を毎月開催している。

イ 65歳の集い（平成24年度～）、市民プラザまつり（平成25年度～）の開催

市民活動に取り組んでいただききっかけ作りとして開催している。また、市民活動支援センターが中心の実行委員会を組織し、市民や団体に実行委員として携わってもらい、自らイベントを運営していく仕組みを仕掛けている。

ウ まちづくりネットワーク（平成27年度～）

趣味や仕事を通して得た知識や経験、特技ややる気などを社会に役立てたいと思っている人と、それを必要としている市民活動団体とをつなげるための仕組みとして6月から運用している。

② 地域団体の活動の支援

・地域団体とは行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいう。

ア 行政区

市内には30の行政区があり、その代表による区長会を組織している。執行機関は、区長会を通じて各課からの依頼事項を地域に伝達し実施してもらうとともに、要望書を受け取り、要望事項に対する措置を実施している。また、3種類の補助金制度がある。

なお、行政区を跨ぐ広域的な組織として五条川コミュニティ（五条川小学校区内の4区）があり、親子スポーツデーや夏祭りを開催している。

協働推進課が新設された平成27年4月以降、副市長、協働推進課長、広聴担当が各行政区を訪問し、地域課題や悩み、要望について意見交換を実施し、該当部署へフィードバックしている。

### 平成26年度実績

区長会	年3回（4月、8月、1月）
要望書の数	138件
区育成補助金	3,054,450円（20,363世帯、1世帯あたり150円）
区掲示板設置費補助金	91,000円（総事業費の3分の1以内）
区公会堂建設費補助金	実績なし（新設1/3以内、修繕1/2以内、備品購入1/3以内）

#### イ 子ども会 連合会1、単位数32団体、1,576人

子どもたちのリーダー養成講習や各種行事、役員研修等を実施している。補助金を交付。

#### ウ 老人クラブ 連合会1、単位数28団体、3,456人

介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを実施している。補助金を交付。

#### エ 婦人会 会員数204人

女性の文化的な資質の向上と地域社会への寄与を目的に、奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などを実施している。助成金を交付。

#### オ 地区社会福祉協議会（支会） 支会数7

支会の運営は、区・自治会役員や民生委員・児童委員が中心となり、地域の実情に応じて、住民自らが主体となる福祉活動を展開している。

### 【課題】

#### ①市民活動の支援

- ・市民活動支援センターの利用者数や助成金の団体数の推移を見守りながら、市民活動団体が必要としている支援を継続していく必要がある。
- ・市民参加の取組において、実行委員会での取組自体は成果であるが、イベントを実施したこと、対象者のうちどれだけの人が市民活動に関心を持ったり、実際に活動を始めたりしたのかは把握できていない。効果が見えにくいため、参加を取りやめる団体もある。
- ・まちづくりネットワークは、認知度不足は否めず、更なる周知が必要である。

#### ②地域団体の活動の支援

- ・基本的に行政区は、町内自治会と同組織になっている場合が多く、ほとんどの区長は単年で変更となるため、継続的な地域課題への取組が困難になっていることが想定される。また、役の成り手不足の声も報告されている。
- ・近年、行政区の垣根を越えたつながりの構築が全国的に模索されているが、そういった広域的な地域自治組織を作るのか、現状の行政区の枠組を維持していくのかについて、当市の方向性

を示すための検討が必要な時期にきているのではないか。

### 3 進捗状況

時 期	内 容
平成 26 年 11 月	市民活動助成金の募集（企画提案発表会 2 月）
平成 26 年 11 月	65歳の集い開催
平成 26 年 4 月	区長会の開催
平成 27 年 6 月	まちづくりネットワーク運用開始
平成 27 年 6 月	行政区への訪問
平成 27 年 8 月	区長会の開催
平成 27 年 9 月	市民プラザまつり開催

### 4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 27 年 11 月～	行政区への訪問
平成 27 年 11 月	市民活動助成金の募集（企画提案発表会 2 月）
平成 27 年 11 月	65歳の集い開催
平成 28 年 1 月	区長会の開催

### 5 平成 27 年度審議会での論点

- ・まちづくりネットワークに誰が登録しているのか興味がある。登録者による総会のようなものがあると面白い。
- ・登録してお手伝いしたい人とお手伝いしてほしい人ではどちらが多いのか。

### 6 平成 27 年度審議会の意見・まとめ

- ・市が市民活動を支援する方法として補助金は重要な方法の一つであるが、もっと重要なものがあるのではないか。市民活動支援センターとの関係性を含め、自主性・自立性をサポートしている面の PR が不十分に思う。

### (3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

#### 【協働の取組状況シート（平成 26 年度）】

##### 1 シートの作成に当たって

昨年度作成したシートは、第4次総合計画を基に平成25年度に実施した行政評価（施策評価）において協働事業として挙げられた事業と第3次総合計画時に掲げられた「パートナーシップ施策」に関する事業を取りまとめてあり、それぞれの施策ごとに三段階の評価を掲載していました。

今年度作成した「協働の取組状況シート（平成26年度）」は、同じ構成の上に、各事業概要を更新するとともに、平成26年度に実施した協働事業の実績（実施日や参加者数）を新規に追加しています。なお、行政評価（施策評価）を実施していないために評価欄を削除しています。

##### 2 シートの見方

第4次総合計画に沿った形でまとめています。第4次総合計画は、基本施策→単位施策→個別施策の順に構成されています。

さらに、個別施策にぶら下がるように、担当課ごとの実施事業が割り当てられ、その概要が述べられていると同時に、事業の実績、実施状況が一目で分かるようになっています。

##### 3 まとめ

協働に関する個別施策と事務事業は以下のとおりです。

	平成25年度	平成26年度
個別施策	93施策	92施策
協働事業	105事業	111事業

（平成26年度増加分は、前年から一部、事業を分割し集計したものを含む。）

##### 4 今後の協働の取組

協働の進捗を測るための指標のひとつとして、協働事業の一覧を作成することには意義があるため、このシートの作成を継続していきます。

また、事業数の増加だけでなく、個々の事業が成果を収め、各施策が推進されていくことが大切ですので、協働相手と関係性を重視し、目的を共有し、互いに足りない部分を補完しながら、対等な立場で事業に取り組んでいくよう努める必要があります。

## 協働の取組状況シート(平成26年度)

(別紙3)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績 実施日や参加者数など
						事務事業名	概要	協働の相手	
安心していきいきと暮らせるまち	1 健康	1 母子の健康づくり	(1) 妊娠出産に向けた支援	妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発 1	健康課	子育て支援	児童館の幼児クラブや民生委員児童委員が行う子育て支援活動などへの支援。(健康教育や育児相談)	幼児クラブ 民生委員児童委員	【幼児クラブ】(第六児童館) 11/5(9人) 【民生委員児童委員】(下支会) 6/27(28人)・11/28(8人)
				乳幼児健診とフォローアップ体制の充実 1		赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるよう、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員	児童家庭課から照会があった事例に関して情報提供を実施 44件 (平成26年度は直接、民生委員児童委員への情報提供はなし)
				乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発 2		これからはじめる離乳食教室	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が利用券を交付。	子育てボランティア	毎月1回(162人)
				子どものこころと身体の健康づくりの推進 3		4か月児健康診査での子育ち親育ちミニ講座	4か月児健康診査において、子育てネットワーカーが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育ち親育ちを支援。	子育てネットワーカー	毎月2回(446人)
				健康づくり推進のための体制づくり 1		他機関連携による健康教育	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。	老人クラブ、シルバー人材センター 味歳の会(中本町)、ケアハウスいわくら、65歳の集い実行委員会	【老人クラブ】(連合会・単位クラブ2地区) 9回(263人) 【民生委員児童委員】(下支会・団地支会) 6回(170人) 【シルバー人材センター】1回(18人) 【味歳の会】(中本町) 1回(55人) 【ケアハウスいわくら】2回(19人) 【65歳の集い実行委員会】1回(17人)
		2 成人の健康づくり	(2) 健康づくりのための環境づくり	健康マイレージ事業		市民が自ら健康づくりに継続的に取り組むことを推進するために、健康づくりや各種教室等でポイントを貯めると発行する優待カード「まいか」が使用できる協力店舗の登録促進を商工会と連携し実施。	商工会	協力店舗数 19店舗 まいか発行数 108枚	
				保健推進員活動支援事業(活動費、会議、研修)		健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に設置された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。活動費交付金を交付。	保健推進員 食生活改善推進員	【会議】3回(258人) 【研修】5回(175人) 【地区活動】473回(9,542人)(内訳) 【栄養教室】10回(192人) 【健康教室】67回(1,552人) 【施設見学】1回(23人) 【歩け歩け運動】255回(5,228人) 【健康体操等】140回(2,547人) 【活動費交付金】2,033,131円	
			2 地域における健康づくり活動の推進	食生活改善推進員活動支援事業(会議、学習室)		健康いわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。1市の保健事業に協力2保健推進員地区活動での普及3自主グループ活動の支援4栄養教室の開催(自主活動)5学校・老人クラブへの活動協力。		【会議】3回(75人) 【研修】13回(329人)(活動) 【事業協力】5回(1,125人) 【保健推進員地区活動】11回(277人) 【自主グループ活動支援】9回(136人) 【栄養教室】10回(142人) 【他団体への活動協力】4回(57人)	

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
安心していきいきと暮らせるまち	2 市民福祉	1 高齢者福祉・介護保険	高齢者地域づくり	(1) 健康・生きがいづくりの推進	3 老人クラブなど団体の育成・支援	老人クラブ補助金	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。	岩倉市老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業</li> <li>・健康づくり事業</li> <li>・文化部活動、運動会等</li> <li>・地域貢献活動等</li> </ul>
				(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり			高齢者地域見守り事業	いわくら認知症ケアアドバイザーハウス	
				1 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚			小学校や高校、一般市民などに対し認知症サポーター養成講座の実施、認知症に関する講演会や映画上映会などを企画している。認知症ケアアドバイザーの活動を支援し、認知症の人と家族を支える新しい心のよりどころとして、認知症カフェを立ち上げた。なお、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動や講演会を実施した。		
				2 介護保険事業の充実			介護福祉課		
			2 介護保険制度の周知と相談体制の充実	(4) 介護保険事業の充実	3 介護保険制度の周知と相談体制の充実	包括的支援事業・委託事業	介護保険のサービスや権利擁護などの高齢者への総合的な相談窓口として、岩倉市社会福祉協議会へ地域包括支援センターの事業運営を委託し、相談体制の充実に努めている。	岩倉市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談件数 【一般相談】955件 【ケアマネジャー相談】42件 【権利擁護相談】20件 【保健福祉相談】461件</li> <li>●会議出席件数 【地域包括支援センター連絡調整会議】12回 【地域ケア会議】6回 【小地域ケアネットワーク会議】8回 【高齢者虐待コアケース会議】7回 【居宅介護支援事業者連絡会議】3回 【介護者のつどい】10回 【他団体・地区など会議や研修参加】131回</li> </ul>
				3 子どもが健やかに育つ環境づくり			にこにこシティいわくら		
			2 子育て・子育ち支援	(3) 子どもに関わる行動計画の推進	1 子どもに関わる行動計画の推進	児童家庭課	子ども行動計画に基づき、子どもの実行委員を募集し、会議を行い、子どもが主体となって子どものまちを企画運営する。その企画運営を子どもの関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。 (にこにこシティいわくら) 子どもたちが主体となって運営する子どものまち。市民登録をして市民になり、ハローワークで仕事を探し、お店などで働き、銀行で給料をもらい、そのお金で物を買ったり、遊んだりする、社会生活ができる。お金は、にこにこシティだけで使える通貨、スマイル。	母親クラブ、子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア	11/29(190名)
				2 子育て・子育ち支援			中高生世代の居場所づくり事業		
				3 子どもが健やかに育つ環境づくり			子ども行動計画に基づき、地域交流センターや児童館などを中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。 事業の実施にあたっては、岩倉総合高校と連携し、生徒が主体となって話し合いを行い、生徒が企画する内容を実施する。 平成26年度は、美術部生徒が企画した「描いてわくわく」を開催し、参加する小学生を指導し、共に活動し、小学生と交流した。	愛知県立岩倉総合高等学校	10/25(小学生30名、高校生32名、高校教諭2名)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績	
						事務事業名	概要	協働の相手		
安心していきいきと暮らせるまち	市民福祉	子育て・子育ち支援	子どもを育む 2 活動の支援体制づくり	子どもが健やかに育つ環境づくり	児童家庭課	子ども会育成事業	子どもの健全育成、地域での児童集団の育成を目的に「子ども会」が結成されて以来、単位子ども会・校区会・岩倉市子ども会連絡協議会の事業が円滑に運営されるよう事務局としてサポートしている。	岩倉市子ども会連絡協議会	・リーダー養成講習 ・各種行事 ・役員研修等	
						岩倉探検隊	まち探検を行い、岩倉市の歴史や町について学ぶ。いわくら塾の協力を得て岩倉市の歴史や町について理解を深める。	いわくら塾	5/30(小学生38名、大人12名)	
			3 児童館活動・施設の充実			児童館運営事業	下記の行事を各団体と協働して実施している。 ・しめ縄づくり（正月飾り）は、ボランティアの協力で稻わらの調達や当日の指導などをお願いしている。 ・百人一首大会は、百人一首の読み手のボランティアの協力がある。 ・おこしものづくりは、ひなまつりに供える和菓子づくりを指導し、郷土の風習を伝えている。 ・平和を考える会は、語り部の会の方に当時の話をしていただき、平和の大切さを伝えている。	母親クラブ、子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア いわくら塾 語り部の会 民生委員 老人会	【しめ縄づくり】12/6(幼児5名、小学生20名、大人15名) 【百人一首大会】1/10(小学生60名) 【おこしものづくり】2/28(小学生36名、大人1名) 【平和を考える会】(小学生52名)	
						赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員	家庭訪問数445件	
		障害者(児)福祉	(2) 障害者の社会参加促進	2 スポーツ・文化活動等への参加促進		障害者社会参加周知事務	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催する障害者スポーツ教室の協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援する。	岩倉市社会福祉協議会	【スポーツフェスティバル】6/8(76人)(主催 岩倉市社会福祉協議会) 【平成26年度愛知県障害者スポーツ大会及び第14回全国障害者スポーツ大会】県大会(3人)、全国大会(1人)	
				介護福祉課	市行事手話通訳、要約筆記設置事務	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークルこいのぼり 要約筆記サークルさくら	〈手話通訳〉 【成人の集い式典】1/11(350人) 【市民健康マラソン】3/1(1,570人) 【視覚・聴覚障害者のつどい】 4/19(27人) 【健康フェア講演会】11/8(300人) 【文化講演会】11/29(207人) 【市記念式典】12/1(76人) 〈要約筆記〉 【敬老会】9/20(534人) 【健康フェア講演会、文化講演会、市記念式典】		
			(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実		2 地域での障害者に対する理解促進		地域福祉計画策定事業	計画推進の主体である、いわくら福祉市民会議のメンバー（市民ボランティア）が行政や社会福祉協議会とともに、地域との繋がりを深め、支えあいのネットワークづくりを推進するなど、地域福祉意識の醸成を図っていく。	いわくら福祉市民会議 社会福祉協議会	【定例会】月1回 【自転車マナー啓発事業】 5月、8月、12月、2月(各11人) 【史跡めぐり健康ウォーキング】 5月、6月、7月、9月、10月、11月、3月(各30~40人) 【まるごと福祉を食そう】12月(70人) 【あいさつ運動】 4月、6月、12月(各10人) 【みんなの広場い～わくん】 月2回(各10人)
							高齢者地域見守り事業(再掲)	認知症の理解を深めるため、小学生や高校などで認知症サポーター養成講座を実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
自然と調和した安全でうるおいのあるまち	1 水辺環境の整備・活用	(1) 五条川の保全・整備	—	環境保全課	五条川自然再生整備等基本計画	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。施策の一つである「河床地形の変化の創出、水際植生の回復」を推し進めるため、岩倉の水辺を守る会、一宮建設事務所と協議を重ね、県事業にて五条川平成橋から上流区間において低水路の整備を行った。	岩倉の水辺を守る会 一宮建設事務所	平成27年2月～3月 五条川平成橋から上流区間において低水路の整備を行った。	
						矢戸川清掃	岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と矢戸川の環境美化活動に取り組み、居住環境や都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。		
		(3) 水辺環境のネットワーク化	1 水と緑のネットワーク化		五条川水生生物調査	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ	5/9(児童74名)	
			2 水辺の生物多様性の保全		五条川自然再生整備等基本計画	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。施策の一つである「在来種の保護・育成と外来種の対策の推進」を推し進めるため、岩倉の水辺を守る会と協働で五条川のカメの生息調査を行った。	岩倉の水辺を守る会		
		(4) 市民活動への支援と広域的な連携	1 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援		五条川親水事業	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じ、次代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図る。	岩倉の水辺を守る会	【竹林公園体験教室】5/18(50名) 【水辺まつり】8/3(550名) 【親子魚つり教室】10/26(102名) 【クリーンアップ五条川】3/7(800名)	
			2 水辺環境教育の充実		五条川水生生物調査(再掲)	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ	(再掲)	
2 公園・緑地	—	(2) 公園・緑地の維持・管理	1 市民参加による公園の維持・管理	都市整備課	公園施設管理事業	都市公園(3公園)の清掃(園内、トイレ)について地元区へ委託している。実施にあたっての資材等は、市が提供し、実質の清掃等維持管理作業について地元区にお願いをしている。また、アダプトプログラムによる清掃が7公園で実施されている。	石仏区、下本町区、東町区 アダプト登録団体(10団体) アダプト登録外(1団体)	アダプトプログラム参加人数 1649人(登録実施人数)	
			2 公共施設の緑化推進		花のあるまちづくり事業	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会		
		(3) 緑の保全・育成	3 住宅地の緑化促進		苗木配布事業	花いっぱいのまちづくりを推進するために、市内13か所の公共施設に年2回花苗を配布しており、植付けや維持管理を市民で構成する13のグループに実施していただいている。	ふれあい花の会始め13グループ	花苗配布5/22、10/23 各日1000株	

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績	
						事務事業名	概要	協働の相手		
自然と調和した安全でうるおいのあるまち 2 全でうるおいのあるまち	3 環境保全	1 総合的な環境政策の推進	(1) 総合的な環境政策の推進	1 環境対策指針等の策定	環境保全課	環境基本計画	第4次岩倉市総合計画の基本目標の一つである「自然と調和した安全でうるおいのあるまち」の実現を目指して、岩倉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する目標や計画を定めて、長期的、総合的な取組の方向を示すものとして、平成25年3月に岩倉市環境基本計画を策定した。この環境基本計画の進捗状況等を環境審議会で報告し、意見をもらっている。	環境審議会	【環境審議会】（環境基本計画の実績報告を審議した会） 2/24(委員11名出席)	
			(2) 地球温暖化防止の推進	1 環境保全率先行動の推進		CO2削減ライトダウンキャンペーン	環境省が平成15年度から実施している「CO2削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてサンドプラスチ工芸教室及びキャンドルキャンペーンを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。運営については市民参加の実行委員会方式にて行っている。	CO2削減ライトダウンキャンペーン実行委員会	6/21(198名)	
			(3) 生物多様性の保全	2 屋上緑化・壁面緑化の推進		緑のカーテン事業	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るために、ツル性の植物（ゴーヤ）を、窓を覆うように繁茂させ遮光や断熱の効果を持たせる「緑のカーテン」として、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、「緑のカーテンコンテスト」を実施（コンテスト参加者を広げることを目的にゴーヤ苗400苗を無料配布（コンテストに参加することが条件）もしている。）しており、最優秀賞については、環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会	【公共施設苗植付け】 5/15、16(延べ20名) 【ゴーヤ無料配布】 5/17(配布者：44名) 【緑のカーテンコンテスト】 表彰式11/9 応募者：33名（うち1名最優秀賞、5名優秀賞）	
			2 廃棄物・リサイクル	1 ごみの減量化・資源化	環境保全課	自然生態園施設管理事業	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	【ザリガニ釣り大会】7/19(130名) 【夜の観察会】7/26(70名) 【標本づくり体験教室】8/23(11名) 【カエルとふれあおう】9/6(29名) 【秋の観察会】9/20(13名) 【とんぼ池であそぼう】10/19(111名)	
			3 生活環境の向上	(2) 生活環境の保全	1 市民参加による環境美化	環境フェア	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民、環境フェア実行委員会	11/8、9(1,055名)	
						分別収集、古紙と古着の日	家庭から排出される資源物（古紙・古着類）等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民、行政区	毎月7回、各地区ごとに決められた場所で実施。1,038tの資源を回収した。	
						4 生ごみ等堆肥化の推進	市民モニターによる生ごみのぼかしあえを稲荷ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニター、わくわく会 岩倉のごみを考える会	毎月第4金曜日に実施。50名程度の市民モニターが生ごみを持ち寄り堆肥化を行った。	
						環境フェア（再掲）	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民、環境フェア実行委員会	(再掲)	
						クリーンチェックいわくら	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区 環境フェア実行委員会	(再掲)	
						アダプトプログラム事業	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体（市民・事業者）	【アダプトプログラムの日】 5/30(参加者：66名) 【アダプトプログラム登録団体・人数】(43団体・2,300人)	
						クリーンチェックいわくら（再掲）	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区 環境フェア実行委員会	(再掲)	

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
自然と調和した安全でうるおいのあるまち	4 防災・防犯	1 防災・浸水対策	(2) 地域の防災力の強化	1 防災意識の高揚	危機管理課	自主防災会訓練支援	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/17(110名) ・北小学校区9/13(405名) ・曾野小学校区10/26(379名)
				2 自主防災組織の充実		防災対策用備品等整備補助事業	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。		【防災対策用備品等整備費補助金】 11区12件 (計426,000円)
	4 防災・防犯	3 防犯・交通安全	(1) 地域防犯体制の強化	1 地域コミュニティ意識の向上	行政課	防犯推進事業	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	【犯罪撲滅街頭啓発活動】8/5、 12/18(参加者：それぞれ約100名) 【青色回転灯防犯パトロール】7/29、 11/26講習会(参加者：49名、45名)
				2 地域の自主防犯活動の育成・強化			【防犯設備等整備費補助金】 防犯のための設備、防犯活動に使用する備品等の購入に対し補助金を交付する。	地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	2区より2件の申請有。 計68,000円
			(3) 交通安全意識の高揚	1 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実		交通安全事業	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	【街頭指導】毎月1回と各季の運動期間中に1回実施(委員数：106名) 【交通安全宣言セレモニー】開催 10/5(雨天中止)
				2 交通ボランティア等の自ら活動の育成・支援			【五条川小学校交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	【五条川交通少年団】(団員25名、代表世話人1名、世話人5名)年3回、交通安全活動を実施 【交通安全母の会】(会員52名) ・該当啓発活動11/20(会員40名) ・各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園の会員)
豊かな心を育み人が輝くまち	1 生涯学習の推進	1 生涯学習	(1) 生涯学習の充実	2 市民ニーズに応じた生涯学習の充実	生涯学習課	シニア大学	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする	シニア大学企画委員	年間を通して教養・健康・社会学部と3学部合同開催。30回(延べ1460人)
			(2) 生涯学習推進体制の充実	1 生涯学習推進体制の充実		生涯学習センター運営協議会	指定管理者が行うセンターの管理及び運営に関する事項及び生涯学習に係る施設の調査、研究及び企画に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について、設置目的に沿った公平かつ適正な管理及び運営が確保されるよう協議を行っている。	生涯学習センター運営協議会	生涯学習センター運営協議会2/6(委員7名)
			(3) 自主的な生涯学習のサポート体制の充実	2 生涯学習を支える地域人材の充実と活用		学びの郷	「自分が得意なことを教える」という熱意のある講師が「教える生きがい」を感じ、多彩で豊かなバラエティーに富んだ講座を企画・運営し、市民へ「学ぶ」喜びを提供する。	市民講師	【前期・後期11講座】46回(延べ535人)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績	
						事務事業名	概要	協働の相手		
3 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習の推進	2 市民文化活動	(1) 文化・芸術活動の支援	2 文化・芸術活動の発表機会の充実	生涯学習課	市民音楽祭委託事業	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催、岩倉市文化協会及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	【市民音楽祭】11/2、来場者数594人（うち出演団体15団体、出演者数254人）	
						岩倉市民文化祭 音楽祭	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者協力を得て開催。音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員 岩倉市文化協会 一般市民	【文化祭】10/31～11/3(出品者数3,474人、来場者数7,892人) 【音楽祭】11/2(出演15団体)	
			(2) 文化・芸術にふれる機会の充実	—		音楽応援団	ロビーコンサートやポップスコンサートの当日の運営（プログラム配布、チケットもぎり、陰アナなど）に協力していただいている	一般市民	【音楽応援団】2名 【ロビーコンサート】10回（延べ681人） 【ポップスコンサート】302人	
		3 文化財の保護・継承	(2) 文化財保護の担い手づくり	3 地域学習の推進		民俗資料等企画展委託	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示及び企画展の開催を行う。	民具研究会	【企画展】「暮らしの食文化展」3/6～15 来場者234人	
						文化財講座事業	学校の校外学習で史跡公園や郷土資料室を見学の際に、展示解説を行う。市民団体主催の郷土史の公開講演会の後援を行う。	民具研究会 いわくら塾 郷土研究会	【いわくら探訪】岩倉中学校6/10	
			(3) 山車巡行の継承と情報発信	—		市指定文化財保護事業 （岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演）	「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、春の訪れを祝うとともに、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	【山車巡行、山車展示】4/5	
		4 図書館	1 図書館資料の充実	生涯学習課	図書の点訳	目の不自由な人のため、点字図書を作成する。	岩倉点字くすのきの会	第2、4金曜日（活動者16名） 蔵書158タイトル		
					図書の音訳	目の不自由な人のため、録音図書を作成する。	岩倉市音訳の会あめんぼ	随時（活動者13名） 蔵書244タイトル		
					おはなし会	子どもに対する読み聞かせ等。	おはなし会	毎週土曜日、毎月第1、3水曜日、毎月第3火曜日（活動者13名、来場者計1,431名）		
					ブックスタート	乳児と絵本との出会いを支援し、良書の紹介をする。	ブックスタート	毎月第1土曜日（図書館）、これからはじめる離乳食教室後（保健センター） (活動者5名、来場者計433名)		
					人形劇フェスティバル	人形劇フェスティバル開催の業務を委託している。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	9/13（活動者14名、来場者延べ約750名）		
					大型紙芝居作成	大型紙芝居の作成業務を委託している。	岩倉市図書館大型紙芝居等作成実行委員会	随時（木、金中心）（活動者14名） 蔵書45点（中型紙芝居含）		
					岩倉図書ボランティアネットワーク事務	図書館、学校、みどりの家等の読み聞かせ活動団体をネットワーク化し、情報交換や勉強会を行っている。	岩倉図書ボランティアネットワーク	7/11、12/5、2/27(91名)		
					ストーリーテリング	絵本や紙芝居を使わずお話を語る「ストーリーテリング」の実施。	岩倉語りの会	【活動・勉強会】月1回（11名） 【図書館】8/29、2/11 【学校、児童館、福祉施設】計14回		
		5 青少年健全育成・家庭教育	(1) 青少年の社会参加の促進	1 青少年の社会参加活動機会の創出	成人式事業	新成人によって構成される実行委員会により、新成人のつどいの企画・運営を行う。	新成人のつどい実行委員会	新成人の実行委員（11人、参加者数350人）		
		6 スポーツ	(1) スポーツの普及と振興	—	スポーツ振興事業	岩倉市体育協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市体育協会	10大会1教室（4,494人）		
			(2) 指導者・団体の育成と充実	2 スポーツ団体の育成		地域スポーツ交流事業	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	5大会（243人）	
						スポーツ指導者養成事業	初心者が取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市体育協会	スポーツ指導者養成指導者11人	

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
3 豊かな心を育み人が輝くまち	2 学校教育	1 学校教育	(1) 教育内容の充実	2 特色ある教育の推進	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	各校の校風・伝統・地域の特色を生かした魅力ある教育活動の推進を図る。	地域人材	4/1~3/31 全小中学校
				3 地域ぐるみによる学校教育の充実		地域等人材活用事業	市内小中学校において、各教科や総合的な学習の時間、行事等で、講話や技術指導等の支援を受けた人材・団体について登録し、活用状況を共有することにより、更なる人材の活用を図る。	地域人材 外部講師	4/1~3/32 全小中学校
			(3) 家庭・地域との交流・連携活動の充実	2 家庭・地域との交流・連携活動の充実		学校評議員制度事業	地域の有識者、関係機関等の代表者及び幅広い分野から教育に関する理解と議見を有する者を学校評議員として委嘱し、学校運営に関して意見・評価をいただき、活動に生かしていくよう努めている。	学校評議員 PTA 保護者	会議 年2~3回 学校行事 隨時 全小中学校
				1 安全でおいしい魅力のある学校給食の提供		学校給食事業	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。さらに、給食だよりを通じ保護者へ食育等に関する啓発に努めている。	PTAの代表、保護者	【学校給食センター運営委員会】 7/10(7人)、2/24(6人) 【献立作成委員会】7/15、8/8、 11/5、1/13、3/3(各1人) 【物資選定委員会】6/13、7/31、 9/10、11/11、12/5、1/9、2/6、 3/11(各1人) 【給食だより】6月、11月、1月 【給食ひとこと指導・予定献立表】毎月
			(5) 学校給食	2 学校における食育の充実		ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザイン講座を実施し、ユニバーサルデザインの考え方について、体験を通して理解することにより、思いやりの心の大切さの理解を図る。	ユニバーサルデザイン研究会	【交流会】年3回、全小中学校
		2 特別支援教育	(1) 特別支援教育の充実	3 児童生徒のノーマライゼーションの理解促進					
4 快適で利便性の高い魅力あるまち	3 市街地整備	—	(1) 中心市街地の整備	1 岩倉駅東地区市街地整備の促進	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	岩倉駅東地区の再開発検討は白紙となつたが、地区内に計画されている都市計画道路の早期整備を諂るよう地元組織として権利者の意向アンケートなどを実施し、市や県のサポートをしている。	岩倉駅東地区再生協議会	【視察研修】11/28 【会議等】5/30、6/17、11/12、1/23
	5 景観形成	—	(3) 身近な景観づくり	1 屋外広告物の適正化		屋外広告物取締撤去事業	街の美観と景観を保つため市民ボランティア団体である「屋外広告物簡易除却団体」と協働で違反広告物の撤去を実施している。	屋外広告物簡易除却団体	撤去枚数(はり紙3枚、はり札2枚、立て看板5枚)
				3 美化活動の促進		花のあるまちづくり事業(再掲)	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会	【フラワーバンク】 花苗配布5/29、10/30 各日196株 ・駅東西 3679株 ・緑化ウォール 2500株
				2 屋外広告物取締撤去事業(再掲)		屋外広告物取締撤去事業(再掲)	街の美観と景観を保つため市民ボランティア団体である「屋外広告物簡易除却団体」と協働で違反広告物の撤去を実施している。	屋外広告物簡易除却団体	(再掲)
	6 上水道	—	(2) 災害対策の充実	2 応急給水の充実	上下水道課	応急給水訓練	市の防災訓練にて非常用飲料水容器を使用した応急給水訓練を参加した市民の方々に実施している。また、いざという時に応急給水支援設備の場所や操作方法に不慣れで、整備した施設が活かされないことが危惧されることから、愛知県との共同による応急給水支援設備を使用した防災訓練を実施している。	市内住民 愛知県尾張水道事務所	【防災訓練】8/24 【応急給水支援設備操作訓練】12/4
	7 下水道	—	(2) 下水道事業に対する理解促進	3 五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業		第三者委員会	五条川右岸流域下水道を管理する愛知県一宮建設事務所により運営管理について、平成14年に地元である野寄区を対象として説明会を行った事を皮切りに、平成21年まで「維持管理にかかる説明会」を行ってきた。平成22年より学識経験者を加え、「第三者委員会」として委員会組織として正式に位置づけられ、右岸浄化センター施設及び流域の運営管理、設備更新計画等についての説明を年2回の委員会を開催し、地元の意見を反映するに至っている。今後、大きな施設更新等の計画が具體化した折には、「公害防止委員会」として更に対象地域を広げて、市民への情報提供と市民の意見を反映するに至っているものである。	野寄区	7/29(市民6名) 1/20(市民6名)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績	
						事務事業名	概要	協働の相手		
地域資源を生かした活力あふれるまち	1 農業	—	(1) 農地の保全・活用	2 市民農園等の拡大	商工農政課	市民農園運営事業	市が農地を借りて、各小学校区5つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民による運営協議会	市内に5箇所設置 区画数は160区画 全ての区画で利用	
						稲作り農業体験	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。		田植え6/7、草取り6/28、7/12 稲刈り10/4(参加者13組31名)	
			(3) 地産地消型農業の推進	1 地産地消の促進と多様な農業者の育成 2 多品目適量生産体制の構築		農業体験塾	農地を借り農業に興味を持っている人等に対し農家等から指導を受けながら作付けから収穫までを行う。	JA愛知北農協	原則、毎週日曜日(参加人数39名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	
						野菜の広場事業	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。		原則、毎週水・土曜日。計103回開催 し野菜等を販売。	
			(3) 地産地消型農業の推進	3 食育の推進		食育推進事業	生涯学習講座や消費生活講座での料理教室の開催。 安心・安全な地元野菜の品質向上や農業振興のための農業フェアを実施。 生産者と消費者の交流のためのたけのこなどの収穫体験。	給食センター運営委員会 子ども会連絡協議会 食生活改善推進員 消費生活モニター	【第2期岩倉市食育推進計画の策定】 岩倉市食育推進計画の計画期間が終了するため岩倉市食育推進計画策定委員会を設置。市民と連携を図るため、委員に消費生活アドバイザーや食生活推進委員等を任命。 【農業フェア】11/8、9 【消費生活講座での料理教室】12/18、19(計37名)	
	3 商業	—	(3) まちの賑わいの創出	1 農と連携した商業振興		岩倉軽トラ市事業 岩倉軽トラ夜市事業 「光のまちいわくら」事業 イルミネーション市事業	岩倉軽トラ市実行委員会が中心となって4月～12月に軽トラ市と軽トラ夜市を開催している。 イルミネーション実行委員会が中心となって12月～1月まで駅東と駅西広場をイルミネーションで飾っている。また、12月には特定非営利活動法人いわくら観光振興会と共に「軽トライルミネーション市」を開催している。	岩倉軽トラ市実行委員会 イルミネーション実行委員会 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 岩倉市商工会	【軽トラ市】 4月～7月、9月～12月の原則毎月第3日曜日に開催。(来場者：毎回、約2,000人) 【岩倉軽トラ夜市】 8/15、16の「いわくら夏まつり市民盆おどり」に併せて開催。 【軽トライルミネーション市】 12/12日、岩倉駅東ロータリー及び岩倉駅東西地下連絡道にて開催。(来場者：1,800人)	
						消費生活フェア関係事務	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部	11/8、9(来場者：延べ1,355人)	
	4 消費生活	—	(1) 自主的な消費者活動への支援 (3) 環境にやさしい消費生活の普及	3 消費者団体の育成及び連携促進 1 リサイクルの推進		不用品データバンク	家庭において不用となり、又は必要となった生活用品等についての情報を市民に提供して、不用品の再利用を促進するとともに、物を大切にする意識の高揚を図るもの。	市内在住者・在勤者	年間を通じて登録の受付・紹介を行い、98件の登録。うち26件交渉成立。 【登録区分】登録件数(内成立件数)：譲ります(有償) 20件(3件)、あげます(無償) 36件(12件)、求めます 42件(11件)	
						フリーマーケット事務	消費生活モニターが中心となって、年に2回総合体育文化センターの多目的ホールでフリーマーケットを開催している。	消費生活モニター	7/12、2/14午前10時～午後1時(延べ49店の出店)	
5 勤労者福祉	—	(2) 福利厚生の充実	2 余暇活動等の充実	勤労青少年の日記念行事委託事業		勤労青少年の福祉について広く市民の関心を深め、かつ勤労青少年自らが職業人、社会人としての自覚を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的として、勤労青少年の日ボウリング大会を実施している。	勤労青少年の日実行委員	7/18、小牧国際ボウルにて実施。(市内19企業から135人)		

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
5 地域資源を生かした活力あふれるまち	6 観光・交流	—	商工農政課	桜管理等事業 観光ボランティア事業 レンタサイクルの導入 市民ふれ愛まつり事業 マスクットキャラクター啓発委託事業 いわくら観光講座の開催	手の届く範囲の支障枝や胴引き・ひこばえの剪定。また、桜の腐食を行なうと言っているベッコウダケの処理や、市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。 年間を通じて市内の観光ボランティアガイドを行っている。また、桜まつり期間中には岩倉駅東西地下連絡道に案内所を設置しパンフレットの配布等を行っている。 特定非営利活動法人いわくら観光振興会が、3台レンタサイクルを導入している。 健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。 岩倉市PR大使「い～わくん」のグッズを製作し、市内外に出店している。イベント時に「い～わくんSHOP」を出店し、販売することで、い～わくん及び岩倉市のPRを行っている。 市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行っている。 特定非営利活動法人いわくら観光振興会との共催で、年1回観光講座を実施している。	市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）2,500本を打ち込む施肥作業を年間6回実施。 また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を年間6回行い、ベッコウダケの調査も併せて実施。 桜まつり期間中、いわくら塾が岩倉駅東西地下連絡道にて、案内所を開設し、パンフレットの配布を実施。 年間を通じて、レンタサイクル事業を実施。 いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 11/8、9(来場者延べ18,000人) 年間を通じて、い～わくんグッズの製作・販売を行い、い～わくんと市のPRに寄与した。 年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくらランチスタンプレー」や「ヨーヨー講座」、「いわくらおもてなしバスツアー」などのイベントを企画・開催した。 10/25、「いわくら観光講座」を開催(参加者54人)			
6 市民とともに歩むひらくれたまち	市民協働・地域コミュニティ	企画財政課	市民活動助成金事業 市民活動支援センター事業 IP電話設置事業 地域SNS事業	市民活動団体 ローカルワイドウェブいわくら市民活動支援センター登録団体	・はじめの一歩コース2団体 ・ステップアップコース12団体 計14団体に助成 ・センター登録団体数210団体 ・〃利用者数30,700人 ・〃利用件数延べ2,767件 ・〃情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）97件				
2 男女共同参画	—	生涯学習課	男女共同参画講座	男女共同参画セミナー企画委員	【男女で楽しむ理想の食事～これから健康を考える～】4回(延べ49人)				

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業			実績
						事務事業名	概要	協働の相手	
市民とともに歩む ひらかれたまち	3 国際交流・多文化共生	—	(1) 国際交流の促進	1 草の根の国際交流活動の促進	秘書課	国際交流事業補助事業	国際交流協会主催のイベントについては、必要に応じてイベントの企画運営、当日のサポートを秘書課により行っている。国際交流関係のイベント情報を収集し、広報・HPに掲載し、報道機関へも連絡することで多くの参加促進に努めている。	国際交流協会	広報掲載2回 チラシ掲載随時 イベント参加2回
				2 国際理解教育の充実		中学生海外派遣事業	中学生海外派遣事業は、国際交流協会に委託して実施している。派遣する生徒の面接や事前学習といった出国までの準備や帰国後の報告会などの企画運営を学校教育課と協働で行っている。		【派遣先：モンゴル】8/3～8/9（中学生14人、引率3名） 【報告会】8/29
			(2) 多文化共生の推進	3 在住外国人の地域社会への参画促進		国際交流事業補助事業	国際交流協会主催の日本語教室スタッフと打合せをするなど継続的に支援し、在住外国人情報の収集に努めている。		随時
				4 在住外国人の自治意識の高揚		先進地研究事業	多文化共生懇談会を開催し、外国人住民との交流を図り、生活上の困り事の共有する事業を実施した。		多文化共生懇談会（地域懇談会）開催
	4 平和行政の推進	—	(1) 平和意識の高揚	—		平和祈念市民参加事業	「平和コーナー」を市役所など市内4か所に開設し、平和への願いが込められた折鶴を募集する。また、広報紙やホームページを通じて、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨などを周知する。さらに、多様な世代の参加による平和祈念戦没者追悼式や市民映画劇場を実施する。	市民全般	【平和コーナー】6/17～7/17(折鶴48,345羽) 【平和祈念戦没者追悼式】8/15(178人) 【市民映画劇場】8/9(151人)
			(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	—		学校教育課	被爆体験談等を聞く会		愛友会 語り部の会
			(3) 平和活動の継承	2 語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり		戦争の話を聞く会	「戦争のお話を聞かせてね」及び「戦争体験談を聞く会」を、語り部の会と企画運営している。	語り部の会	【戦争のお話を聞かせてね】 8/6(児童館52人) 【戦争体験談を聞く会】 ・7/11南部中学校(136人) ・7/1東小学校(55人) ・7/16五条川小学校(64人) ・10/15南小学校(96人) ・11/4北小学校(126人)
5 広報・広聴	—	(1) 広報の充実	1 広報いわくらの充実	秘書課	広報紙発行事業	広報モニターの写真等を広報紙で掲載している。また、毎月15日号の「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。	広報モニター、市民活動団体	写真を広報に掲載（計33枚）	
					広報モニターアクション	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	7人に委嘱	
			3 多様な媒体による広報活動の推進		まちづくり出前講座	市民等からの申出により行政の情報を提供している。	市民等	【市役所の仕事】11/11(40人) 【広報いわくらができるまで】 12/11(40人)	
					広報いわくら音訳事業	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	視覚障害者4人に提供	
		(2) 広聴の充実	1 直接対話方式の広聴活動の充実		タウンミーティング	市長はじめ市の幹部が市民の集まる会合などに出向き、市政についての意見交換を行う。	行政区、市民団体等	・川井町区10/25(40人) ・市民活動団体「まちづくり百貨店」 11/20(10人) ・岩倉団地自治会2/21(30人) ・いわくら塾2/23(15人)	
					職員研修事業	市民団体や市民活動団体等と、互いに効果が得られる研修を行う。		市民、市民団体等	【安心して暮らせるまちづくりを考える研修～ユニバーサルデザイン編～】 11/14(職員22名、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会会員11人)
7 行財政運営	1 行政経営	(4) 分権型社会への対応	1 行政執行能力の向上						

## 5 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

### (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学教授
職務代理者	山田 育代	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	長谷川 博	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	黒木 崇弘	市内の事業者（石塚硝子株式会社管理本部副主幹）
委員	荒井 英彦	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	花井喜美子	市民委員（公募）
委員	船橋 悅子	市民委員（公募）
委員	岡本里恵子	市民委員（公募）
委員	関戸 誠	市民委員（市民登録制度）

(任期) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(3) 平成 27 年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第 1 回	平成 27 年 11 月 16 日（月）	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (計画番号(1)-ア～(1)-ウ)
第 2 回	平成 28 年 1 月 13 日（水）	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (計画番号(2)-ウ①～(2)-エ)
第 3 回	平成 28 年 3 月 25 日（金）	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (計画番号(2)-エ②～(2)-ク) ・協働の取組シートについて